

水道工事監督技術基準

令和8年4月

伊丹市上下水道局

目次

第1章 概要	-----	1
1-1. 目的	-----	2
1-2. 適用範囲	-----	2
1-3. 用語の定義	-----	2
第2章 工事監督技術基準	-----	4
2-1. 工事監督の実施	-----	5

第 1 章 概 要

第1章 概要

1-1. 目的

この基準は、「伊丹市上下水道局工事監督要領（伊丹市上下水道局）」の規定に基づき、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が発注する主に管路主体の請負工事に係る工事監督の技術的基準を定めることにより、工事監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

1-2. 適用範囲

- (1) この基準は、局が発注する主に管路主体の請負工事に適用するものとする。
- (2) 工事監督員は、工事の施工に際し、この基準に基づいて工事監督を行うものとする。ただし、工事監督体制、工事内容等によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この限りでない。

1-3. 用語の定義

この基準に関する用語の定義は、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「工事監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「工事監督員」とは、総括監督員、主任監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」とは、工事監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会及び調整）を総称していう。
 - ① 「指示」とは、工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ② 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、受注者が工事監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、工事監督員が書面により同意することをいう。
 - ③ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④ 「通知」とは、工事監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤ 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者の責任において工事監督員に提出された書面を工事監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥ 「確認」とは、契約図書に示された事項について、工事監督員が臨場又は受注者が提出した資料により、工事監督員が契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - ⑦ 「把握」とは、工事監督員が臨場又は受注者の提出もしくは提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、工事監督員が契約図書との適合を

自ら認識しておくことをいい、受注者に対し認めるものではない。

⑧ 「立会」とは、契約図書に示された事項について、工事監督員が臨場し内容を確認することをいう。

⑨ 「調整」とは、工事監督員が関連する工事又は工事地先住民との間で、工法、工程等について相互に支障なきよう説明し、必要事項を受注者に指示することをいう。

(4) 「検査員」とは、「伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領（伊丹市上下水道局）」の第5条に示す規定に基づき指名された職員をいう。

第 2 章 工事監督技術基準

第2章 工事監督技術基準

2-1. 工事監督の実施

工事監督員は、別表に示す各項目について技術的に十分検討のうえ工事監督を実施するものとする。

別 表

項 目	業務内容
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理事等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(6) 変更設計図面、数量等の作成及びその報告</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(9) 工期変更協議の対象通知</p> <p>(10) 契約担当課等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び手続き</p>	<p>約款、設計書、仕様書、図面、質疑回答書等の内容及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>現場における施工体制について、下記の項目の把握を行う。</p> <p>① 配置技術者の専任状況及び技術者の適正配置</p> <p>② 施工体制台帳及び施工体系図の整備</p> <p>③ その他契約の履行上必要な事項</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理事等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 条件変更等に関する事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の変更内容を定める。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等を基に作成し、工事担当課長へ報告する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整を行う。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>工期変更について、受注者に対して事前協議及びその結果の通知を行う。</p> <p>① 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間中の維持管理等を検討、承諾したうえで、契約変更を契約担当課</p>

<p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び手続き</p>	<p>へ依頼する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討、承諾したうえで、契約変更を契約担当課へ依頼する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査、承諾したうえで、契約変更を契約担当課へ依頼する。</p>
<p>3) 不可抗力による損害の調査及び手続き</p>	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況を調査し確認結果を契約担当課に報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、必要な手続きを契約担当課へ依頼する。</p>
<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当課へ報告する。</p>
<p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認を行い、契約担当課へ報告するとともに部分完成検査を検査員へ依頼する。</p>
<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事履行報告書に基づき出来高を確認し、契約担当課へ報告する。</p>
<p>7) 部分払請求時の出来高確認及び検査依頼</p>	<p>部分払の請求があった場合は、工事履行報告書等に基づき出来高を確認し、出来高検査を検査員へ依頼する。</p>
<p>8) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者等又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当課等への措置請求を行う。</p>
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当課に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当課へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形等の確認を行い、</p>

<p>2. 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の検査又は確認</p> <p>(3) 工事施工の立会</p> <p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認又は一工程の施工確認）</p> <p>(5) 工事施工状況の把握</p> <p>(6) 建設副産物の適正処理状況の把握</p> <p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>契約担当課等へ報告する。</p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ 地下埋設物、土壌等の確認</p> <p>⑧ その他必要な事項</p> <p>設計図書において、工事監督員の試験若しくは検査又は確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会、又は確認を行う。</p> <p>設計図書において、工事監督員の立会のうえ施工するものと指定された工種については、設計図書の規定に基づき、立会を行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階又は一工程の施工が完了した場合において、立会等により確認を行う。</p> <p>主な工種について、適宜立会等により、施工状況の把握を行う。</p> <p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書の規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合</p>
---	---

<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質、規格及び性能が設計図書の定めと異なる場合、若しくは使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約担当課と打ち合せのうえ、引渡し等の措置をとる。</p>
<p>3. 円滑な施工の確保</p>	
<p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対して必要な措置を行う。</p>
<p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>工事に関して、関係機関との協議及び調整等における必要な措置を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>(1) 現場発生品の処理</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。</p>
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。</p>
<p>(3) 事故に対する措置</p>	<p>事故が発生したときは、速やかに状況を調査し、直ちに、受注者に事故報告書を提出させ、工事担当課長に報告する。</p>
<p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>工事が完成したときは、「伊丹市上下水道局発注工事の成績評定要領（伊丹市上下水道局）」に基づき、工事成績の評定を行う。</p>
<p>(5) 工事完成検査等の立会</p>	<p>原則として主任監督員は、完成、出来高、工場、部分完成及び随時等の各段階における工事検査の立会を行う。</p>
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、受注者に対して検査日を通知する。</p>